

令和5年度

佐野日本大学短期大学

自己点検・評価報告書

令和6年10月

目次

自己点検・評価報告書.....	3
自己点検・評価の基礎資料	4
自己点検・評価の組織と活動	6
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	8
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	8
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	10
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	13
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	14
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	14
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習支援]	21
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	27
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	27
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	31
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	34

【資料】

資料一覧

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、令和 5 年度 佐野日本大学短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 10 月

理事長

長谷川 弘

学長

小山 裕三

ALO

佐藤 佳子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

昭和 39 年 5 月	学園設立 鈴木達三 初代理事長 佐野日本大学高等学校創立
昭和 49 年 12 月	関塚茂七 第二代理事長就任
昭和 57 年 10 月	加藤七蔵 第三代理事長就任
昭和 60 年 6 月	小林茂三郎 第四代理事長就任
昭和 63 年 4 月	佐野日本大学中学校開校
平成 3 年 6 月	池田健次 第五代理事長就任
平成 19 年 10 月	浦田 奨 第六代理事長就任
平成 22 年 3 月	佐野日本大学中学校閉校
平成 22 年 4 月	佐野日本大学中等教育学校開校
平成 31 年 4 月	長谷川 弘 第七代理事長就任

< 短期大学の沿革 >

昭和 60 年 12 月	佐野市より短期大学設置の要請
昭和 62 年 12 月	佐野市議会において短期大学誘致を決議
昭和 63 年 1 月	佐野市との間に「短期大学設置に関する基本協定書」締結
平成元年 12 月	文部科学省より短期大学の設置認可
平成 2 年 4 月	佐野女子短期大学開学(英米語学科 入学定員 100 名、経営情報科 入学定員 100 名) 小林茂三郎 初代学長就任(理事長兼務)
平成 4 年 4 月	沼尻正隆 二代学長就任 経営情報科 50 名の臨時定員増(入学定員 150 名)
平成 5 年 4 月	英米語学科中学校教諭第二種免許状(英語)課程設置
平成 7 年 4 月	青木清相 三代学長就任
平成 8 年 3 月	長尾 勇 四代学長就任
4 月	佐野国際情報短期大学に校名変更(男女共学)
平成 10 年 4 月	社会福祉学科開設(社会福祉専攻 入学定員 50 名、介護福祉専攻 入学定員 80 名)
平成 13 年 4 月	児童福祉専攻開設(入学定員 80 名)
平成 14 年 4 月	佐野短期大学に校名変更 谷島一嘉 五代学長就任
平成 15 年 4 月	栄養福祉専攻開設(入学定員 80 名) 定員変更(英米語学科 40 名、経営情報科 70 名、社会福祉学科社会福祉専攻 30 名)
平成 16 年 4 月	定員変更(経営情報科 50 名、社会福祉学科児童福祉専攻 100 名)
平成 17 年 4 月	栄養福祉専攻、栄養教諭第二種免許状課程設置

佐野日本大学短期大学

平成 19 年 4 月	定員変更(英米語学科 30 名、社会福祉学科介護福祉専攻 60 名、同児童福祉専攻 130 名)
平成 21 年 4 月	興水 優 第六代学長就任
平成 22 年 4 月	総合キャリア教育学科開設・改組(入学定員 300 名、フィールド制導入)
平成 27 年 4 月	佐藤三武朗 第七代学長就任
平成 29 年 4 月	佐野日本大学短期大学に校名変更 日本語別科開設(入学定員 120 名)
令和 5 年 4 月	小山裕三 第八代学長就任

(2)学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
佐野日本大学 短期大学	栃木県佐野市高萩町 1297	300	600	508
佐野日本大学 高等学校	栃木県佐野市石塚町 2555 番地	510	1,530	1,169
佐野日本大学 中等教育学校	栃木県佐野市石塚町 2555 番地	105	630	352

自己点検・評価の組織と活動

■ 令和5（2023）年度FD・SD・自己点検評価委員会（担当者、構成員）

委員長	亀田 和則	教授
副委員長	佐藤 佳子	准教授
委員	渡邊 明男	教授
委員	立川 聡子	教授
委員	松崎 勇人	教授
委員	大熊 信成	教授
委員	秋山 真奈美	准教授
委員	市川 純	准教授
委員	野中 春奈	准教授
委員	山崎 敬子	講師
委員	戸井田 睦美	講師
委員	森田 拓男	職員
委員	津布久 美樹	職員
委員	赤坂 悦子	職員
委員	高崎 有美子	職員
委員	川田 涼乃	職員
委員	石森 勇	法人事務局次長兼事務長
陪席		
委員	小山 裕三	学長
委員	板倉 茂樹	副学長
委員	小林 大輔	学科長
委員	岡泉 志のぶ	准教授
委員	高木 公子	助手
委員	星 秀男	事務局長
委員	中村 陽一	事務局次長兼事務長
委員	藤生 忍	総務課長
委員	堤崎 真里	学務課長
委員	田中 竜司	キャリアセンター長

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会規程」に基づいて設置された「FD委員会」「SD委員会」・「自己点検評価委員会」を毎月第4木曜日に合同で定例開催し、本学の自己点検・評価活動について検討・協議するとともに学内の各委員会、フィールド等に対し、自己点検と業務のPDCA等により、課題や改善を働きかけている。法人、佐野日本大学高等学校、佐野日本大学中等教育学校、本学を統括する法人事務局次長兼事務長も委員とし、意見聴取体制を整えている。

更に学長、全専任教員（助手を含む）、課長級以上の職員が出席している「学科会議兼教授会」で報告または提案をしている。すべての委員会、学科会議兼教授会の報告や審議の結果は議事録を作成し、資料とともに全てLMS（学習管理システム）内の委員会フォルダに格納され、学内教職員であれば常時全員が閲覧可能な状態になっている。課長級以下の職員は、「学科会議兼教授会」翌日に開催される事務局定例会で報告や提案内容を伝えられ、全専任教職員が自己点検・評価活動に関与していると言える。

佐野日本大学短期大学

- FD・SD・自己点検評価活動記録（令和5（2023）年度を中心に）
PDCAサイクルを導入した授業改善、学習成果の測定、シラバスの記載・改善について、定期的に会議を開催し協議を重ねた。

表1：令和5（2023）年度のFD・SD・自己点検評価委員会実施日（臨時の委員会は除く）

事 項	期 日
第1回 FD・SD・自己点検評価委員会	令和5年4月20日(木)
第2回 FD・SD・自己点検評価委員会	令和5年5月25日(木)
第3回 FD・SD・自己点検評価委員会	令和5年6月8日(木)
第4回 FD・SD・自己点検評価委員会	令和5年7月20日(木)
第5回 FD・SD・自己点検評価委員会	令和5年9月28日(木)
第6回 FD・SD・自己点検評価委員会	令和5年10月12日(木)
第7回 FD・SD・自己点検評価委員会	令和5年11月9日(木)
第8回 FD・SD・自己点検評価委員会	令和5年11月30日(木)
第9回 FD・SD・自己点検評価委員会	令和5年12月21日(木)
第10回 FD・SD・自己点検評価委員会	令和6年1月25日(木)

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**[テーマ 基準 I-A 建学の精神]****[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]**

1. 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
2. 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
3. 建学の精神を学内外に表明している。
4. 建学の精神を学内において共有している。
5. 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

本学の建学の精神は、「想う人、考える人、行う人を創る」である。

本学は平成 24（2012）年度に FD 委員会が建学の精神等について検討し、本学の建学の精神をより明確にする修正を行い、学科会議と教授会の審議を経てそれらを改めた。平成 28（2016）年度に FD 委員会が、地域総合科学科の良さを生かしつつ、日本大学との教育連携を一層進めるため、建学の精神・学科の教育目的・学習成果・三つの方針を一体で点検しそれらの修正を行った。その過程で本学の建学の精神として親しまれてきた「想う人、考える人、行う人を創る」は日本大学の教育理念である「自主創造」と同義であるという結論に達し、その部分のみの改定を同様の過程を経て行った。かくして本学は、学則第 1 条に、佐野日本大学学園全体の建学の精神（佐野日本大学学園は日本文化を基調として、世界の文化を探究し、以て人類の平和と福祉に寄与する）に根ざし、地域の教育に奉仕することを使命とし、複雑化・高度化・多様化する社会に対応し得る専門知識、技術、確固たる職業意識を身につけた、国際社会に必要な教養豊かな人材を育成することを目的と定め、「想う人、考える人、行う人を創る」という自主創造の理念を以て建学の精神と定めている。

この精神は日本文化を基盤として世界平和と人類の福祉への貢献を目指し、地域に貢献し、教養と「自ら進んで学び、考え、道を開く」ことを身につけた専門職業人となることを表現している。

この精神は、学内に対しては学生便覧である冊子「学園生活」（以下、「学園生活」）の冒頭に掲載しており、入学前の事前オリエンテーションにおいて学務担当が入学生に対して適切に明示・周知している。今年度、建学の精神についての解説動画を作成し、LMS に格納した。また、確認テストなどの詳細を検討した。前期、キャリア教育 I において、1 年生に対して建学の精神及び教育理念に関する解説を行い、定着度把握のためのテストを実施した。理解度を 9 点満点で確認した。

学外に対してはウェブサイト大学概要冒頭において、建学の精神に基づく教育理念と学科の特徴を明示し、大学案内にも提示し、オープンキャンパス、大学説明会等でも明示・周知している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

1. 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
2. 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
3. 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

コロナ禍により、令和2(2020)年度から募集を停止していた社会人聴講生・科目等履修生の募集を令和6(2024)年度から再開することの検討がなされ、学科会議兼教授会で承認可決された。数年ぶりの実施となるため、募集要項に記載のある継続者手続用の文言は削除し、一律「新規」という形で募集することとなった。受入可能科目は、フィールド主任に依頼して選出することとした。

佐野市及び佐野市立南中学校と協定を結び委員派遣・事業の実施を行っている。高大連携校(鹿沼南高校、今市高校、桐生第一高校、栃木商業高校等)からの見学を受け入れ、キャリア教育と学生募集を兼ねた教育内容の紹介や体験授業を行っている。また高大連携事業(出前授業・体験レッスン)として、高校生を対象とした「ピアノ体験レッスン」や各フィールドの「出前授業」を継続的に実施している。

ボランティアセンターと佐野市民活動センターここねっとが連携し、本学にてボランティア活動が活発になる前期に集中して「出張ここねっと」を4回開催した。佐野市民活動センターここねっと職員及び地域の市民活動団体の協力で、ボランティア活動及び市民活動の紹介や活動につながる講座を開催した(表1)。これらの取組を通して、学生が地域社会の課題や市民活動の意義を理解し、地域と大学を結ぶ実践的な学びの機会を創出している。

表1：出張ここねっと実施日時と活動の様子

日時	参加者数	内容
第1回 5月18日(木)	約40人	キャリア教育Iでボランティア講座の日に開催
第2回 6月15日(木)	約10人	ボランティア紹介
第3回 7月25日(火)	約10人 読み聞かせ講座 3名	前回、学生のニーズを受けて、読み聞かせ講座開催
第4回 10月5日(木)	約10人	ここねっと職員と顔なじみの学生が増え、直接ここねっとに出向く学生もでてきた。

外部からのボランティア依頼は、ボランティアセンターが受付、同センター担当教職員が学生への周知を行っている。

また1月1日に発生した能登半島地震に係る募金活動を学友会が主催し、日本赤十字社等を通じて寄付を行った。更に佐野警察署からの依頼により、秋の交通安全運動へ学友会学生が「出発式」に参加するなどの協力を行った。こどもフィールド科目においては、2月にさの子育て応援広場（舞台披露）を継続的に開催しているが、プレ行事として8月に地域の親子を対象として「集まれ！さのっ子フェスティバル」を学生と協議し、実施した。このように本学では、学生が地域社会の一員として社会貢献活動に参画する機会を設け、地域との連携を通して社会的責任や公共性を育成する教育的取組を推進している。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

1. 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
2. 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
3. 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

佐野日本大学学園全体の建学の精神は、佐野日本大学学園は日本文化を基調として、世界の文化を探求し、以て人類の平和と福祉に寄与する」であり、これを受け、本学の建学の精神は、「想う人、考える人、行う人を創る」と掲げている。地域社会に貢献できる、専門的な知識と技術並びに社会的課題の解決力を身につけた人材の育成に努めることを目的としている。

平成28（2016）年度にFD委員会が、地域総合科学科の良さを生かしつつ、日本大学との教育連携を一層進めるため、建学の精神・学科の教育目的・学習成果・三つの方針を一体で点検しそれらの修正を行った。そして学科会議と教授会の審議を経てそれらを改めた。その過程で本学の建学の精神として親しまれてきた「想う人、考える人、行う人を創る」は日本大学の建学の精神である「自主創造」と同義であるという結論に達し、その部分のみの改定を同様の過程を経て行った。

この精神は、学内に対しては「学園生活」の冒頭に掲載しており、入学前の事前オリエンテーションにおいて学務担当が入学生に対して適切に明示・周知している。学外に対してはウェブサイト大学概要冒頭において、建学の精神に基づく教育理念と学科の特徴を明示し、大学案内にも提示し、オープンキャンパス、高等学校への大学説明会等でも明示・周知している。

本学は、就職率が97%という極めて高い水準にあることを定期的に点検・確認しており、地域・社会の雇用ニーズに応える人材を安定的に輩出している。今年度は、特にホテル業界志望者への支援を強化した。インバウンドの回復に伴い、宿泊施設は空前の高稼働となった。しかし、コロナ禍で離職が進んでいたため、業界全体で深刻な人材不足に直面しており、この機会をリゾートホテル実習やインターンシップを通じた業界直結型の支援体制を構築し

た。

また、高等学校側からの要望やコロナ禍による欠席理由の多様化といった社会情勢を分析した結果、欠席日数による出願制限を撤廃するなど、柔軟な制度改善を行った。

一方、教育成果を客観的に測定するための「卒業生アンケート」については、現在、その実施手法の確立が喫緊の課題となっている。卒業後の連絡先確保の困難さや、学内サーバーの入れ替えに伴う旧メールアドレスの停止といった技術的制約があるなか、継続的に有効な調査手法を検討・実施している。並行して、ブランディングチームを中心に教職員の意見分析を行い、本学の社会的役割やパーパス（存在意義）について、「居心地の良い居場所づくり」「教育内容の充実」「大学らしさを取り戻す」という大きく3つの要素を抽出することができた。この3要素を踏まえ、全教職員の共通言語となり得るパーパス(志)を設定していく。

【区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。】

1. 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
2. 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
3. 学習成果を学内外に表明している。
4. 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

平成 29 (2017) 年度見直し以降、建学の精神に基づき定めている本学科の学習の成果は以下のとおりである。

1. 社会的・職業的自立に必要な基礎的・汎用的能力を身につけ、自らのキャリア発達に活用することができる。
2. 幅広い教養と専門性を基に「学ぶこと・働くこと・生きること」について考え、社会人、職業人としての基本的態度を修得することができる。
3. 修得した専門的知識や技能を活用して、社会的課題の解決に貢献し、社会の発展に向けて積極的に貢献することができる。
4. グローバルな視点に立って物事を考え、他者と協調することができる。

また養成課程においては、学科の教育目的・目標に基づき学習成果を定めている。

全ての学習成果は、大学案内、ウェブサイト Admission Policy に掲載し学外に対して表明している。また学生募集活動の際には、大学案内等を用いて学習成果を示し、説明を行っている。学内においては「学園生活」に示し、入学オリエンテーションと必修科目「キャリア教育 I」において新入生に指導している。

今年度も各会議で、点検を行い、現行どおりが最善であると判断し、承認した。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

1. 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
2. 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
3. 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
4. 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

「学習成果」を達成するために、本学は、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。各フィールドでは、学習成果を念頭に教育課程を編成し、全科目の成績評価に学習成果を的確に反映するようシラバスを作成している。シラバスは、公表前にフィールド主任及びFD・SD・自己点検評価委員会が確認を行い、学習成果を反映しているかを精査している。初回授業では、シラバスに記載した学習の目標と学習成果を説明し、その評価について学生に説明をしている。これによって学生は、各科目の到達目標が分かり、学習成果及び成績の基準を結びつけることができる。授業中盤には、ミニツツペーパーで授業の進捗と理解度、改善点を確認し、後半の授業で改善を行っている。授業終了時には、授業評価アンケートを実施し、学生の授業理解度、教員の授業実施について学生の教員に対する授業評価を行っている。その評価を受けて、教員は、履修状況、出席率、成績分布などを総合的に判断し、課題の発見・分析、授業報告書を作成している。以上のように授業科目の成績評価に学科の学習成果が的確に反映され、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

学外に対しては、三つの方針をウェブサイト大学概要の「三つの方針等について」に掲載し、大学案内にも掲載し表明している。また学生募集活動の際には、オープンキャンパスや入試説明会等で大学案内を用いてこれらを示し、説明を行っている。学内においては「学園生活」に示し、入学オリエンテーションで新入生に指導している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

教員個人の作成する授業報告書に基づく改善は行われているが、そこで抽出された課題や優れた実践例を、学科全体、あるいは大学全体のFD活動へ組織的に共有・還元し、教育の質を全体として底上げしていく仕組み作りに改善の余地がある。

ブランディングの推進にあたっては、教職員の考えを基に、学生の視点・考えを抽出して、そこから明確な方向性を示していく必要がある。これにより、変化の激しい社会の要請に対し、一貫性を持って応え続けるため、具体的な実行プランに落とし込んでいくことを検討していく。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

1. 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
2. 定期的に自己点検・評価を行っている。
3. 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
4. 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
5. 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
6. 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、「FD 委員会規程」「SD 委員会規程」「自己点検・評価委員会規程」に基づき、FD・SD・自己点検評価委員会として3つの機能を統合し適切な組織整備を行っている。同委員会 は、毎月定例で開催しており、審議結果や報告内容は議事録に記録されている。

また必要に応じて学長、全専任教員、課長級以上の職員が構成員となる学科会議兼教授会 において報告、及び審議されている。更に課長級未満の職員に対しては、会議翌日開催の事 務局定例会を通じて速やかに情報共有や指示の伝達が行われている。このように教員・職員 を問わず、全学的な階層性を持った共有・連動体制を敷くことで、全専任教職員が自己点検・ 評価活動に関与する基盤が整っている。

本学における自己点検・評価活動は、各委員会等の枠組みにおいて、それぞれの所掌業務 に関する具体的なデータを基盤として毎年度定例的に実施し、内部質保証の質的維持に努 めている。教育の質の保証を測るために、具体的には、授業評価アンケート、就職率、資格 取得率、教職員研修の実施状況などの指標を毎年抽出している。また毎年度末に在学生対象 に改革・IR 委員会が「佐野日本大学短期大学アンケート」、キャリア教育委員会が「学習成 果アンケート」を実施し、本学の教育、学生生活等に関する評価を回答してもらっている。 各委員会において、これらの経年変化や目標達成制度を分析・評価している。

学内の多様な委員会等が点検・評価し、改善に取り組むとともに FD・SD・自己点検評価 委員会によって示された課題に対して議論を行い、合意に達したものに関しては学科会議 兼教授会で審議され承認され、改善活動が実施されてきた。内部質保証ルーブリックに基づ き、項目1～3は「レベル2」、項目4は「レベル1」に達していると確認された。

なお、FD・SD・自己点検評価委員会には、法人事務局次長兼事務局長を任命し、法人内の 中等教育学校及び高等学校側の意見を聴取している。更に県内外の高等学校への訪問を精 力的に行い、訪問時には、単なる募集活動だけでなく、卒業生の進路状況や入試結果をフ ィードバックし、高校の先生方から有用な情報を得ることで信頼関係の構築に努め、直接情報 交換を行っている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

1. 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
2. 査定の手法を定期的に点検している。
3. 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
4. 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等を確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づく学習成果を焦点とする査定の手法を明確に定めている。

学習成果アンケート及び授業評価アンケート全学生に経年的に実施している。単にアンケートを実施するだけでなく、半期ごとに集計結果を全教職員で共有、確認する体制を構築している。更に学生の意識や能力の変化をグラフ化して、可視化することで、客観的かつ多角的な分析をする取り組みを行った。これらの分析結果は、学科、各フィールドにおける教育の向上・充実のために共有され、次年度に向けた教育の課題の整理や個々の教員による授業内容の見直しに活かされている。

また令和 8 (2026) 年度に予定されている認証評価(第三者評価)の受審を見据え、学校教育法や短期大学設置基準等の関係法令の変更を確認し、法令を順守するための取り組みを加速させている。全学的な内部質保証システムを機能させることを軸として学内諸規程の抜本的な見直しと最新法令への整合性の確認を組織的に進めている。

【基準 II 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準 II-A 教育課程]

[区分 基準 II-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

1. 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
2. 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
3. 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

学位授与の方針は以下のとおりである。

I. 学科の学位授与の方針

本学に2年以上在学し、62単位以上修得するとともに、次の要件を満たした学生に短期大学士の学位を授与する。なお、成績評価の基準並びに資格取得の要件については、それぞれ学則の第31条と第34条に定める。

1. キャリアデザインに関する知識・技能を修得し、自らのキャリア発達に適切に活用することができる。
2. 社会的・職業的自立に必要な知識、技能、態度を修得するとともに、「学ぶこと・働くこと・生きること」について考え、立派な社会人、職業人としての基礎・基本を身につけることができる。
3. 優れた職業倫理と豊かなコミュニケーションスキル、チームワーク力と計画立案力をもって職業にかかわる課題解決に取り組むことができる。
4. 思いやりと責任感をもって社会の課題解決に取り組み、その発展に貢献することができる。
5. 幅広い教養と専門性を基に、複雑化・高度化・多様化する社会および職業上のニーズを的確に判断し、柔軟に対応することができる。
6. グローバルな視点に立って、自らの職業に関する最新の知識を求め、国際社会の中で通用する基礎的・基本的な能力や態度を修得することができる。

学習成果と学位授与の方針の関係は、「学習成果1を達成するために学位授与の方針の1と3を定め」、「学習成果2を達成するために学位授与の方針の2と5を定め」、「学習成果3を達成するために学位授与の方針の2と4を定め」、「学習成果4を達成するために学位授与の方針の3と6を定め」ている。

本学では、認証評価の受審スケジュールを見据え、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）を含む「三つの方針」を組織的に点検・改善する体制を整えている。FD・SD・自己点検評価委員会において、学位授与の方針に掲げる項目と学習成果を一致させる点検が行われ、現行の学習成果を承認した。これにより、方針が具体的な学習成果に基づいた実効性のあるものへと点検・強化された。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

1. 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
2. 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

①短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

- ②学習成果に対応した、授業科目を編成している。
- ③単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
- ④成績評価は学習成果、本学の成績評価基準等にのっとり判定している。
- ⑤シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
- ⑥通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、印刷教材等による授業、面接授業、放送授業、メディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

3. 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

学科の教育課程は、本報告書の基準Ⅰ-B-3の現状で示したように、学位授与の方針を達成するために教育課程の編成の方針に基づいてキャリア教育をコアとし、専門教育、教養教育の同心円の構造で編成されている。

各フィールドが学科の学習成果1～4に基づくカリキュラム・マップ及びカリキュラム・フローチャートを作成し各科目を学習成果に対応させているので、学習成果に対応した授業科目が編成されている。

学則第27条-3において、1年次に履修する授業科目登録の上限は、原則として40単位としている。但し、介護福祉士養成課程は60単位、保育士養成課程は60単位、栄養士養成課程は50単位と定めているが、学則第1条の2、本学科の目的に沿って多様なキャリアデザインを実現するため、学習意欲の高い学生については上限を超える履修登録を認めている。

全授業科目についてシラバスを作成し、学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業のスケジュールと内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等が明記されている。成績評価は、学習成果に則り、成績評価方法を定め判定している。

1年次必修のキャリア教育Ⅰ・Ⅱのシラバスは、キャリア教育委員会において、調整や改編が1年ごとに行われており、特に成績評価の方法について詳細な審議がなされた。

シラバスの確認作業について、従来のFD・SD・自己点検評価委員会による一括確認から、各フィールド内(主任の裁量)で責任を持って確認する体制へ移行することとした。

マルチメディア科目において、LMSの小テスト機能やZoom接続を組み合わせた試験環境を整備し、適切な試験実施方法を学務委員会にて検討した。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

1. 教養教育の内容と実施体制が確立している。

2. 教養教育と専門教育との関連が明確である。
3. 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

教養教育は、専門科目と教養科目を効果的に統合・融合して社会的・職業的自立に向けて必要な基礎学力、と社会で求められている実力を身につけられるよう科目を設置している。

本学のカリキュラムは専門分野（学習の領域）に応じたフィールドとユニット（科目群）で構成されており、各ユニットには資格や進路に必要な専門科目のみならず、ユニットの目的を達成するために必要な教養・実践科目も配置されている。

「佐野日本大学短期大学アンケート」においては、「教養科目の授業」に対して「満足」または「やや満足」と回答した学生が37.1%いた。入学後に能力・知識が向上したかに関して、「一般的な教養」では75.5%の学生が「大きく増えた」または「増えた」と回答した。専門科目の授業の満足度は49.0%、「専門分野や学科（フィールド）の知識」の能力と知識の向上は、89.4%であった。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

1. 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
2. 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本学では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、専門教育と教養教育を軸とした、職業的自立を促す教育体制を構築している。単なる知識の伝達に留まらず、それらを社会でどう活用するかを明確にするため、独自の「キャリア教育」科目をカリキュラムの中核に据えている。

専門教育で得た知識・技術を自身の強みとして社会に提示するための社会人基礎力の理解を深めることを目的とし、自己分析、業界・企業研究、エントリーシートの作成指導、模擬面接などを正課授業として実施している。

社会構造の変化や労働法規への理解を深め、職業倫理をそなえた職業人を養成する。

ビジネスマナー、論理的思考、コミュニケーションスキル、課題解決能力など、業種を問わず求められる汎用的能力を育成する。その1つとして、キャリア教育Ⅰにおいて、各フィールド教員によるオムニバス授業を合計3回実施している。この授業では「様々な職業の理解」というテーマで、各教員自身の職業経験を基に「その組織で働くとはどういうことか」「学生のうちに何が必要か」を語ってもらう内容となっている。また卒業生や企業の人事担

当者に講話をしてもらう「キャリア講演会」をフィールドごとに実施した。これらは専門分野における職業の理解に繋げることに寄与している。

キャリア教育Ⅱ、キャリア演習Ⅱの最終授業で、経年的に学習成果アンケートを実施し、その結果は全教員に共有されている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

1. 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
2. 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
3. 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
4. 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
5. 高大接続の観点により、多様な選抜によりそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
6. 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
7. アドミッション・オフィス等を整備している。
8. 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
9. 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学は、本学の教育理念や学科の目的に共感し、社会の課題に積極的に取り組む姿勢を持ち、教職員と協力して学びの共同体を築く意欲のある人を育成することを目的としている。このような目的に合致する学生を受け入れるため、アドミッション・ポリシーを定め、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項に明示している。

従来の大学案内においては、教育職員免許取得に係る養成課程以外の受入れ方針の掲載が不十分であった。この課題を解消するため、学科及び養成課程のアドミッション・ポリシーが等しく明示されるよう見直しを行った。これにより、全ての志願者に対して本学の教育理念と求める学生像を正確に周知できる体制を構築した。

入学者選抜は、総合型選抜、学校推薦型選抜、自己推薦型選抜、一般選抜、社会人入学特別選抜、留学生選抜を実施し、アドミッション・ポリシーに基づいた多角的な評価を行っている。特に総合型選抜、学校推薦型選抜面接においては、受験生のアドミッション・ポリシーの理解度を見るとともに、その観点からの評価も心がけている。

入学者受け入れの方針に基づきつつ、コロナ禍を経た高等学校側の状況を鑑み、柔軟な選抜基準を導入した。具体的には、欠席日数の取扱いについて「欠席日数 20 日以内」という出願要件を撤廃するなど、志願者の背景を柔軟かつ公平に評価するために配慮した評価体制を整備した。

学生募集要項にはアドミッション・ポリシーを冒頭に掲げるとともに、選抜区分ごとの募集人員、授業料、入学金及びその他入学に必要な諸経費について、受験生が事前に確認できるよう詳細に記載している。

また、受験生や保護者、高等学校等からの問い合わせに対しては、入試広報室が窓口となり、電話、メール、個別相談会で対応している。オープンキャンパス等では、教員も個別相談を担当し、迅速かつ適切な対応を行う体制を構築している。これにより、本学の教育内容や入試制度に関する十分な理解を促し、志願者の不安解消と円滑な出願の支援に努めている。

年間、延べ数百回の高等訪問を精力的に行っている。訪問時には、アドミッションポリシー、入試方法の変更点について周知を図るとともに進路指導担当教諭等から地域・社会の要請や高等学校側の現状に関する意見を聴取している。これらの意見は入試広報委員会等で共有・分析され、「コロナ禍の状況を鑑みた欠席日数による出願制限の撤廃」などの選抜基準の見直しや、就職支援情報の充実といった具体的な点検・改善活動に活用された。

[区分 基準 II-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

1. 学習成果に具体性がある。
2. 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
3. 学習成果は測定可能である。

<区分 基準 II-A-6 の現状>

本学は単一学科であるため、学科と各フィールドにおける学習成果は基本的に同一である。学習成果はそれぞれ、基礎的・汎用的能力の達成（学習成果1）、職業人として望まれる知識・技能・判断力・態度・価値観の達成（学習成果2）、社会的課題解決に必要な思考力や態度の達成（学習成果3）、異文化の理解と多文化社会の中でのコミュニケーション能力と協働的態度の達成（学習成果4）を意味しているため、具体的である。養成課程においては、これらの学習成果を専門的観点から更に具体的に定めている。学科の学習成果は、各フィールドのカリキュラム・マップとフローチャートにより、科目の学習成果と対応しており、一定期間内で獲得可能であり、科目のグレードポイントの集計として測定可能となっている。

学習成果1の達成状況を判断するための指標として、必修科目であるキャリア教育における学生による自己評価の結果も用いている。1年次のキャリア教育I・IIにおいて、全学生に対し学習成果に対する自己評価の測定のためのアンケートを実施している。同アンケート結果は全教職員が共有し、所属するフィールドの学生の現状理解に努め、その成果の改善に役立てている。

学習成果2の達成状況を判断するための指標として、養成課程等では実習時の施設からの成績評価、その他ではインターンシップでの配属先からの成績評価も重視している。こ

ども・栄養士・介護福祉士・社会福祉士フィールドでは在学中に複数回の実習が行われており実習施設からの評価によって、医療事務・英語・観光ホスピタリティ・ビジネス・健康スポーツフィールドにおいてはインターンシップの評価によってキャリア形成に対する到達度を客観的に測定・評価し、事後の個別指導に役立てている。学習成果2の達成状況を判断するために、毎年資格等の取得状況も各フィールドで確認しその改善を図っている。

学習成果3と4の達成状況を判断するための指標として、学生に対するアンケート調査の該当項目も用いている。このように本学では学習成果は測定可能となっている。

[区分 基準 II-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

1. GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の学修の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
2. 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学院入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
3. 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準 II-A-7 の現状>

本学では、学習成果の獲得状況を正確に把握するため、多角的な測定・評価の仕組みを構築している。量的データとしては、「成績分布 (GPA 分布)」で学力の到達度を客観的に分析するとともに、「資格取得率」「就職率」「大学編入学率」「進路先調査」といった出口の評価を教育効果を検証するための重要な成果として活用している。

学務システムから出力した GPA データをフィールド主任へ配信し、学生成果の獲得状況及び成績不良学生抽出の参考資料としている。単位修得率や資格取得率を年度ごとに継続して把握・分析しており、学習成果の達成度を測る指標として有効に活用している。また GPA 推移の表をウェブページで公開している。

卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数、進学及び就職等の状況、授業評価アンケート、単位取得状況、学位取得状況資格・免許取得実績等は、ウェブサイト公開している。

[区分 基準 II-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

1. 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
2. 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

実習やインターンシップ等の巡回訪問を通じて、受入先から求められる実践的能力や現場の最新動向を組織的に集約している。令和5(2023)年度には、卒業生の就職先を対象としたアンケート調査を実施し、大学教育の有効性と課題を検証した。これらの客観的データは、学生支援委員会、学科会議兼教授会での分析を経て、カリキュラムの再編やFD活動の改善に直接的に活用されており、社会のニーズに即した教育の質保証を担保する基盤となっている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

1. 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ②学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④授業内容について授業担当者間での意識の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

2. 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、獲得に貢献している。
 - ②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④学生の学修記録を規程に基づき適切に保管している。

3. 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ②教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1の現状＞

専任教員はシラバスで示した学習成果について、評価基準及び配点を明示し学習成果の測定を行っている。アセスメント・ポリシーを策定し、令和2(2020)年度より学生へのGPA値のフィードバックを開始した。特に学習に課題のある学生(GPA1.0未満等)に対しては、担任による指導を行い、後期の学力低下を予防する組織的体制を整えた。

学生による授業評価アンケートは、毎学期末に行い、5年間で全科目を網羅できるように計画的に行われている。集計結果と回答内容は当該教員にフィードバックされている。授業中盤には、教員と学生のコミュニケーションと授業改善を目的としたミニツツペーパーを行っている。各教員はミニツツペーパーと授業評価アンケートの結果から改善すべき点を踏まえた授業報告書を作成している。教員が授業改善のために授業報告書を学期ごとに提出する活動は平成22(2010)年度より継続して行っている。フィールドごと、フィールド内科目担当者は、フィールド会議やメール配信を通して、配慮学生、多欠席、学習・実習の進捗状況など細やかに報告し、意思疎通・協力調整に役立っている。この内容は教員相互評価報告書にまとめ、FD・SD・自己点検評価委員会に提出している。

キャリア教育委員会主導で、授業評価・学習成果アンケートの結果を半期毎に共有し、教育目的・目標の達成状況を把握・評価を行っている。

クラス担任は、学生の目指す進路、修学、学生生活などについて全面的に支援している。学生との個別面談を行うなど、個別の状況を把握し、教員間で連携・協力しながら学生個々のキャリアデザイン、履修方法、学生生活、就職活動など様々な相談に応じている。

事務職員は、事務局長、次長兼事務長、総務課、学務課(入試広報室)、キャリアセンターそれぞれの職務を通じて教員との連携を図っている。成績、資格取得実績、GPAなどの学習成果を定期的に確認し、ディプロマ・ポリシーに基づく学生の到達度を把握している。また事務職員もFD・SD・自己点検評価委員会に参加し、教育目的・目標の達成度を把握している。また、キャリア教育委員会にも参加し、授業評価アンケート、学習の成果アンケートの収集分析にも関わっている。

担任との緊密な連携のもと、履修登録からスピード感のある求人提供・編入学指導までを一貫して行うことで、学生の進路に対する責任を果たしている。

学務課職員が個人情報保護規程に基づき、学生の成績記録等を適切に管理・保管している。

図書館ではOPAC、ブックログといったウェブツールを利用し、新着図書や蔵書の情報を発信しており、学生及び教職員から好評を得ている。更に、授業において紹介された参考図書の購入、調べ学習の支援、授業に必要な書籍や視聴覚教材などの教育資源の充実を図っている。図書館の利用方法や資料収集法については、教員からの求めに応じ随時講習を行っている。通常のレファレンスでも、必要に応じて資料の提示や収集の手助けを行っている。必要とする資料を本学図書館で所蔵していない場合は「学生リクエスト」により、購

入ができる。更に、文献の複写や、資料の貸出を他の大学図書館や栃木県立図書館へ依頼できるよう図書館間の相互協力体制を整えている。

インターネットやデータベースなどの電子化された資料の利用もできるように、館内にインターネット検索等自由に使える検索用パソコンを7台設置している。

学生による学生のための選書コーナーを設けたところ、貸出率は高く学生に大変好評である。またサークル「本の虫」の活動支援もしており、近隣の書店の協力を得て、学生が書店で自ら選書を行う企画「選書ツアー」を毎年実施し、それを特設コーナーで紹介している。

図書館の企画、運営については図書学術委員会において協議される。これまでには実習期間中や長期休業中の貸し出し冊数及び期間拡大や教員による選書コーナーの設置、季節に応じた装飾などが承認され実施されている。また委員会では、学生に対して「図書館サービス向上のためのアンケート」を行い、学生の実態や要望を把握し利便性の向上に努めている。アンケートの結果、図書館司書の対応が親切で丁寧であること、勉強しやすい環境であるなどの感想が寄せられた。要望としては、貸出冊数の増冊やパソコンの増設、開館時間の延長、土日の開館希望があった。

全教職員（非常勤教員と事務管理室は共用）が学内ネットワークに接続した各自専用の情報端末を有し、授業、委員会、学生との連絡など活用している。令和3（2021）年度より導入されたLMSを教育に活用するため、昨年度末にFD・SD研修会において、「学生の学習を促す授業の作り方～LMSの活用～」を開催した。これをきっかけに教員間での活用アイデアの共有がなされ、復習用の動画・スライド配信や小テスト、ドリル、アンケート機能など活用の幅が広がり、教育上効果のある授業手法に活用されるようになった。なお、教職員は各々、コンピュータ利用技術の向上に努め、教育課程及び学生支援の充実を目指している。

また、全学生に1年の前期にコンピュータリテラシーⅠやコンピュータ・情報リテラシーの履修を推奨し、コンピュータの起動の仕方、学内メールの使い方、LMSの使い方、コンピュータやプリンタでトラブルが生じたときの対処策等を教えている。

[区分 基準 II-B-2 学習成果の獲得に向けて学生支援を組織的に行っている。]

1. 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報の提供を行っている。
2. 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
3. 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
4. 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
5. 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
6. 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
7. 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

8. 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
9. 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
10. 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

入学前の2月と3月に各1回、キャンパス訪問日を実施し、入学予定者に対し入学後の学習についてフィールド別に説明会を実施した。入学前の3月末に新入生対象の学生生活ガイダンス、事前履修指導ガイダンスを実施した。

学生生活ガイダンスでは、交通講話や消費者講話の他に、学生相談室、ボランティア、奨学金等について説明している。また、「デートDV、薬物のない学生生活のために」を配布している。事前履修指導では、学習成果の獲得のために、新入生に対しては、これから始まる2年間の学習に向けて「学園生活」及び「キャリアデザイン(進路設計)のための資料」を配布し、進路設計、進路実現のためのフィールド・ユニット選択、学則、時間割作成、履修登録、2年生との交流を行った。授業期間開始後は、必修科目「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」等の授業を通じて、授業担当者及び担任が学習や受講状況を把握しながら指導を行っている。2年生に対しても学期毎にオリエンテーションを行い、前年度から継続して担任が個々の状況に応じた履修指導と進路支援をしている。

各授業において基礎学力が不足している学生には、担当教員が個別指導や基礎学力向上科目の受講勧奨を行っている。進度の早い優秀な学生に対しては、一部科目でスキルアップのための追加課題等を用意するなど、習得度に応じたきめ細かな個別対応を実施している。また、平成28(2016)年度から受け入れている留学生に対しては、日本語の授業Ⅰ～Ⅳを必須科目とし、学業を補完できるよう履修上の配慮を行っている。

学習上の悩み等に対応する指導助言体制は、担任制度を柱としている。これを補完する組織として、学生相談室やキャンパスカウンセラーによる相談体制を整備している。

更に、新入生2年生を対象に、半期ごとに進路変更に伴うフィールド転向(以下「転フィールド」)を可能としており、申し出があった際は担任や転フィールド先の教員が面談を行い、本人保護者と話し合いながら変更を支援している。令和5(2023)年は10名の転フィールド者があった。在学中の柔軟な転フィールドを可能とすることは、ミスマッチによる学習意欲の低下を防ぐだけでなく、中途退学の抑止に大きく寄与している。進路の再選択という選択肢を担保することで、学生が目標を見失うことなく、主体的な学びを継続できる環境づくりに役立っている。中途退学の抑止に向けては、初動として、多欠席者の早期警告システムも構築している。欠席3回で科目担当者から当該学生へ、4回に達した段階で担任、本人保護者へ通知を行う。また、授業多欠席学生、成績不良学生の情報は毎月学務委員会で報告・共有され、学科会議兼教授会へと報告される。この共有に基づき、担任やフィールド主任による面談や指導を迅速に実施し、組織的な支援に努めている。

学習支援の有効性については、佐野日本大学短期大学アンケート、授業評価アンケート、GPA、資格取得状況等の量的・質的データに基づき定期的に点検を行い、支援内容の改善に

繋げている。

現在は、留学生として派遣されている日本人学生はいないが、本学は平成8（1996）年度よりアメリカ合衆国のポートランド州立大学と提携を結んでおり、8月に約4週間の語学留学をすることが可能である。更に本学は平成30（2018）年10月にアメリカ合衆国のカンザス州立大学との提携を結んだ。この提携により、年に2度（1月と8月）、4週間から6週間の語学留学を行うことが可能となり、短期語学留学を希望する学生に対し、カンザス州立大学との調整、留学前の語学学習支援等の指導を行っている。また、同時に本学卒業後、カンザス州立大学へ3年次編入することも可能となった。編入希望者に対しては教員や職員が編入試験合格の為の指導を行う予定である。

[区分 基準 II-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

1. 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
2. クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に企画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
3. 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
4. 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎の紹介等）を行っている。
5. 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
6. 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
7. 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
8. 学生生活に関して学生の意見の聴取に努めている。
9. 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
10. 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
11. 障がい者の受入れのための施設を整備するなどの支援体制を整えている。
12. 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
13. 学生の社会活動（地域活動、体験貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準 II-B-3 の現状>

学生支援は、学生支援委員会とキャリアセンターが中心となって行っている。個別対応は担任を中心に行われている。学友会、みかも祭実行委員会を中心とし、学生総会、みかも祭（学園祭）、クリスマスイベント等が行われている。学生の自主的な活動では、今年度クラブ2つ、サークル1つ、愛好会5つから継続申請があり、承認した。

本学の学生食堂は、長年にわたり地元の飲食店に支えられながら営業を継続してきたが、今年度をもって現業者による営業を終了する。これに伴い、学生教職員を対象に金額やメニューに関する希望調査を実施した。その結果を踏まえ、新たに決定した業者とともに、次期オープンに向けた準備を順調に進めている。

本学で学生寮は設置していないが、宿舎を必要とする学生には近隣アパートを紹介している。アパートに居住して通学する遠距離通学者には就学支援として一定条件を満たす学生に対し「アパート代等支援奨学金」月額1万円(最大2年間で24万円)の給付を行っている。今年度は、49名の希望者があり、支援を行った(うち2名は後期辞退)。

通学手段は、JR・東武栃木駅と本学間で授業時間に合わせたカレッジバスを運行しているほか、自家用車通学を認め、315台収容可能な舗装済み学生用駐車場を無料開放している。更に、自転車通学者のために学内及び佐野駅前バス発着所に駐輪場を整備し、多様な通学形態に対応している。

経済的支援では、日本学生支援機構(JASSO)奨学金、本学独自の奨学金を備えている。前期オリエンテーションと手続き時は、説明会を実施し、申請のサポートを行っている。また、申請手続きにおいては学生支援担当部署であるキャリアセンターが個別相談に対応し、書類作成や提出手続きのサポートを行うなど、経済的理由により修学継続が困難とならないよう支援体制を整えている。

学生の健康管理では、4月に定期健康診断を実施し、未受診者への受診勧奨を積極的に行った。UPI健康調査を前後期に実施し、調査結果を確認し、課題のある回答をした学生には学生相談室より、個別に連絡し、早期の対応と継続的支援を行っている。これにより、学生の心身の健康状態を把握し、早期に必要な応じて担任や関係部署と連携した支援体制を構築している。

学生相談室及びキャンパスカウンセラー室を設置し、それぞれ窓口担当者に加え、LMSでの受付も開始した。利用状況を学生支援委員会で毎月収集し、年度末に集計結果の報告を行っている。今年度は、専門的かつ組織的な対応や相談員のケアが必要な場面がでてきていた。これらの様子から、FD・SD・自己点検評価委員会へ要望し、昨年度のキャンパスソーシャルワーカー及び県内高校進路指導主事によるFD・SD研修会へとつながった。このように学生相談の状況を全学的に共有し、教職員の理解促進と対応力向上を図ることで、学生支援体制の充実を図っている。

[区分 基準 II-B-4 進路支援を行っている。]

1. 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
2. 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
3. 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
4. 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

5. 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

資格取得はフィールドごと、就職支援はキャリアセンター、担任及びフィールド教員が連携して支援する。進路に関する個別面談をキャリアセンター職員が実施している。就職活動時期から逆算し、一般企業希望者、福祉領域希望者で時期を分けて実施している。これにより、個々の学生の進路希望に応じた細やかな情報提供、支援が可能となっている。領域にとらわれない就職希望の多様化に伴い、担任とキャリアセンターとの情報共有を一層強化し、学生一人ひとりに応じた支援体制の充実を図っている。

毎月の学生支援委員会において、月ごとの就職率や活動状況を報告し、未決定者への支援を強化している。この結果は学科会議兼教授会へ毎月報告し、全教職員で共有をはかり、全学として就職率向上に努めた。当該年度生は卒業後5月付までの就職状況を総括し、年度ごとの傾向や進捗について振り返りを行っている。

令和4(2022)年度より、学生への就職支援強化を目的とした「学内合同企業説明会」を継続実施している。学生の意識が高まる成績発表のタイミングに合わせて開催しており、学生が直接企業と接点を持つ場を創出することで、早期の意識醸成とスムーズな就職活動への移行を促進している。

また就活メイク講座の実施やキャリア教育Ⅱの授業において、ビジネスマナー（スーツの着こなし、礼等）を取り入れるなど具体的な就職支援を行っている。これらの取組により、学生が実践的な就職活動能力を身につける機会を提供し、学生が社会人として必要な基礎的能力を身に付け、円滑に進路選択及び就職活動を行うことができるよう支援している。各フィールドにおける外部講師（卒業生・人事担当者）の招聘計画や、マイナビ登録講座の実施方法について、事務局と教員が連携して調整を行っている。

多様な学生への対応として、留学生には、キャリアセンター内留学センターの担当職員と担任が連携して学習・生活両面を支援している。

進学及び留学に対する支援についても組織的に取り組んでいる。4年制大学への編入学希望者には、入学時から希望調査を実施し、指定校推薦枠の確保や受験計画の立案、小論文・面接指導などの支援を行っている。また、海外提携校への留学希望者に対しては、進学情報の提供及び語学学習支援を実施し、多様な進路選択に対応している。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

1. 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。

2. 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員数は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
3. 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究実績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
4. 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
5. 非常勤教員の採用は、学位、研究実績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
6. 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
7. 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1の現状＞

教育課程編成・実施の方針に則り、専門的な教育・研究業績を有する教員（専任、非常勤）を配置しており、その教員組織については、短期大学設置基準第20条1項に規定している学科の規模及び学位の分野に応じて必要な教員を配置している。また、同基準2項に規定している教員の適切な役割分担と共に、組織的な連携体制が確保できるよう教員組織の編成を行っており、同様に、教職課程認定基準及び厚生労働省管轄の養成施設（社会福祉士の受験資格も含める）の指定基準を満たし、各フィールドの学習成果を実現するために短期大学設置基準に定める教員数を配置している。

具体的には、教育の根幹を担う必修科目や学生の身上把握・生活指導を要する科目には専任教員を配し、専門的な実務経験や高度な技能を要する展開科目等については、実務家を含む非常勤教員（兼任・兼担）を活用することで、理論と実践のバランスが取れた教育体制を整えている。

専任教員の職位決定にあたっては、短期大学設置基準を遵守し、学位、教育実績、研究業績、制作活動、職務経歴等を総合的に審査している。なお、これらの職位及び教育研究上の業績等は、ウェブサイトの教員紹介を通じて広く学外に公開している。

専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）は、学科のカリキュラム・ポリシーに基づいて配置されており、専任教員、非常勤教員の選考、昇任に関しては、教員選考規程に基づき教員選考委員会において教員資格審査を行い、その報告を基に学長は教授会の意見を徴し、理事会に提出して理事会が決定している。栄養士フィールドにおいては、法令に基づき助手を計3名配置している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

1. 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

2. 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
3. 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
4. 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
5. 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
6. 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
7. 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
8. 専任教員の留学、学外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
9. FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
10. 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員は各々の専門領域の学会に所属し研究活動の充実に努めており、各教員の研究業績については、ウェブサイトの教員紹介に掲載し、外部への公開がなされている。

科学研究費補助金に関しては、1名が獲得し、令和2(2020)年に内閣府による事業において、研究助成を獲得している。研究の支援として、令和4(2022)年にFD・SD・自己点検評価委員会主催によるFD研修会を開催し、研究紀要投稿者による研究報告を行った。教員間でお互いの研究について知る機会になると好評であった。異なる領域を超えた共同研究の契機として今後も定期的に継続していく。

本学では、専任教員の研究費に関する必要事項を教員研究費規程に定めている。研究費は個人研究費と共同研究費及び研究旅費に区分しており、また関連規程として学会等出張及び旅費に関する内規、学会等出張旅費支給に関する取り扱い基準を設けている。

研究紀要は査読の方法や内容を見直し、研究紀要に掲載する論文等の質の確保に努めている。本学における教育研究成果物を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外に無償で発信する「佐野日本大学短期大学学術リポジトリ」を開設している。

専任教員は研究室を有し、自宅研修日も認められており、行事等による出勤も多いものの、研究・研修等を行う場所と時間は確保されている。

海外派遣については佐野日本大学短期大学教職員海外派遣規定で規定している。国際会議出席に関する規程について現状では設けていない。事案が発生した場合、その都度学長、法人本部と調整する。

本学では組織的なFD活動を推進するためにFD・SD・自己点検評価委員会規程を整備している。

FD・SD・自己点検評価委員会は、月1回、定例会議を開き、活動を行っている。規程によって、教員の教育内容、授業方法、教授法の改善等に関する事、教員の教科研究と研修等、教育の質の向上に関する事、ルーブリックの充実、シラバスの充実に関する事等について協議を重ねている。平成28(2016)年度よりミニッツペーパーの実施を加え、

学生による授業評価、教員による授業報告、教員研修会、教育成果の刊行支援等の活動を実施している。

FD・SD・自己点検評価委員会では、専任教職員を対象に教職員研修会、職員研修会を開催しており、新任・非常勤講師の本学のFD活動について理解を促すため、新任教員対象説明会を開催している。

[区分 基準 III-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

1. 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
2. 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
3. 事務職員の能力や専門性を十分に発揮できる環境を整えている。
4. 事務関係諸規定を整備している。
5. 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
6. SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
7. 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
8. 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準III-A-3の現状>

職員は、各部署の専門業務に加え、教育課程や学生支援全般への理解を深め、学習成果の向上を支援するための研鑽を積んでいる。また、学外研修にも積極的に参加し、専門知識の習得とスキル向上に努めている。

事務部門の情報機器環境は十分に整備されており、各自に専用パソコンを配備するとともに、共有サーバーの活用(教員閲覧可能領域を含む)により情報の共有化を推進している。情報セキュリティ面では、専門スキルを持つ教員や契約業者と連携し、システムの更新やアカウント制限、暗号化、外部記憶装置の利用制限など、情報漏えい防止策を徹底している。

学校法人佐野日本大学学園組織規程及び佐野日本大学短期大学組織規程に基づき、法人与短期大学の管理部門における組織・責任体制を明確化し、各部門担当者の役割と責務を定めている。事務関係の規程類についても適切に整備・運用している。

2 室ある事務室は、それぞれの機能に応じて、コピー機や印刷機、金庫、書類ロッカー、カレンダー等を整備し、資料、備品管理に努めている。

今年度より、学生支援の更なる充実を図るため、学生支援課を学務課に統合して新たに「キャリアセンター」として再編した。あわせて、学生支援機能を本館1階へ移転し、総務課・学務課との物理的・業務的な距離を縮めることで、部署間の連携を一層強化した。この再編により、学生の学習及びキャリア支援がより効果的に機能する体制を構築した。職員の配置については、個々の能力や適性を考慮しつつ、多岐にわたる業務に精通できるよう適宜人事異動を行い、専門的職能を持つ者が不在となる事態を防いでいる。

また既存の取組や防災訓練、個別の研修がSD活動に該当するかを精査し、補助金等の客観的指標として適正にカウントするための検討を行った。

[区分 基準 III-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

1. 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
2. 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
3. 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準 III-A-4 の現状>

就業に関する諸規程は、佐野日本大学学園教職員服務規則並びに、佐野日本大学短期大学教職員服務規程をはじめとして各種の勤務形態等に対応した規程類を整備している。学内サーバーに保存し、教職員の常時検索・閲覧と印刷が可能であることを周知している。

また、教職員の勤怠管理を徹底し、就労時間については年間を通じての変形労働時間制を導入している。休暇の取得については、計画的年次有給休暇制度を採用し、労働関係法令を遵守した運用を行うよう強く指導・推進している。

[テーマ 基準 III-B 物的資源]

[区分 基準 III-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

1. 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
2. 適切な面積の運動場を有している。
3. 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
4. 校地と校舎は障がい者等に対応している。
5. 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
6. 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
7. 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
8. 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
9. 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書、AV資料等が適切である。
 - ①購入図書選定システムや検索システムが確立している。
 - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
10. 適切な面積の体育館を有している。

11. 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地の面積は、佐野日本大学高等学校、佐野日本大学中等教育学校との共用を含め、49,002 m²を保有し、短期大学設置基準上必要とされる面積 6,000 m²を確保し、大学設置基準上必要とされる面積を加算しても確保されている。本学のキャンパスは、多目的グラウンド2面、フットサルコート等を含む広大な運動施設を有しており、自家用車通学者用の駐車場も十分確保されている。

校舎は、講義棟、社会福祉棟・栄養福祉棟、図書館・厚生棟（みかも館）、体育館及び管理棟から成り、これに、佐野日本大学高等学校、佐野日本大学中等教育学校との共用を含め、校舎面積は 15,870 m²で、短期大学設置基準上必要とされる面積 4,350 m²を上回っている。障がい者への対応（バリアフリー等）に関しては、複数の校舎のすべてにおいて一階部分へのアプローチは対応している。

学科（厚生労働省の国家資格に係る養成課程）の教育課程編成の方針に基づき、教員研究室 41 室、講義室 14 室、栄養関係等の演習実習室 2 室、パソコン等情報処理室 5 室、語学学習室（兼用）1 室の他、体育館、トレーニングルームなど、それぞれのフィールドに必要な講義室、演習室、実験室を備えている。

機器・備品については、学科の教育内容（社会福祉士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭、栄養士等の国家資格・免許課程等も踏まえ）に係る教材・教具・諸設備（機器類含む）に関して、基準をクリアするに十分な機材・設備を整えるとともに、医療事務、スポーツ等の分野に関しても、専門的な設備、機材・教材、教育用ソフトウェア等を用意している。投射、作業用のノートパソコンや接続機材を貸し出している他、講義で使用する PC の不具合調整や、授業用マイク等の新規購入・管理方法については学務課が対応している。

図書館は、みかも館 3 階に 869.6 m²を設置し、大学施設における学術研究の中核的な機関として図書、学術雑誌等の資料を収めている。図書・学術雑誌の購入は規程に則り行っている。購入図書は、学生及び教職員からのリクエストと司書による選書をまとめ、図書学術委員会に諮り選定している。廃棄資料については、司書が学術的価値に鑑み厳選し、図書館長の承認を得て適切に行っている。参考図書、関連図書については、教育課程に基づき適切に整備している。司書は、学生の利用動向や授業に必要な資料を確認し、新刊リスト・最新の出版情報等から資料を選定している。

体育施設に関しては、専用の体育館（面積 1,034 m²）を有する他、多目的グラウンド、フットサルコート等も整備している。

[区分 基準 Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

1. 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
2. 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
3. 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
4. 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
5. コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
6. 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

施設設備の維持管理については、学園経理規程、固定資産及び物品管理規程等の財務関係諸規程や短期大学の図書館、体育館等をはじめとした施設管理規程に基づき適切に維持管理を行っている。

なお、日常的な施設設備の維持管理は、管理室において消防法、電気設備の保安管理等の関係法令に基づいて実施し、建物の修繕等については、法人本部と協議しながら計画的に実施している。

備品管理では、年 2 回の備品検査を実施している。各部屋の担当者が予備検査を行った後、学内一斉に 1 日かけて本検査を行い、適宜備品、数、廃棄物などの確認を行っている。

危機管理については、消防法や防火・防災管理規則に基づき、事務長を防火管理者に指定し、危機管理委員会が中心となって対応し、緊急連絡網の整備、室内管理者を選任し安全点検を行っている(栄養士養成課程に係る薬剤等の危険物管理に関しても、管理者を選任し厳重に管理をしている)。

防災備蓄品については、保存水等の非常用飲料食、コンパクトトイレ、サバイバルシート、ヘルメット、軍手等を備蓄し、帰宅困難な学生や教職員用として確保している。また、毎年 12 月に火災を想定した訓練を実施している。防火管理者を中心に全員避難完了までの時間計測、経路の確認、混雑状況等、結果の振り返りと次回の改善検討を行っている。新たな試みとして、危機管理委員会と FD・SD・自己点検評価委員会が主催し、本学教員が開発した「サノタン版 HUG (避難所運営ゲーム)」を用い、本学が避難所となった場合を想定した机上避難所運営訓練を実施した。本研修は、災害時の具体的な対応策を深く思考する契機となっただけでなく、ワークワークを通じて教職員間の交流を促し、互いの特性や強みを相互理解する有意義な機会となった

学校安全の観点から、佐野警察署等と連携して、大学近辺での不審者によるつきまとい等の被害防止及び学生向け防犯情報等の共有を図っている他、学内の主な出入口や駐車場、みかも館に防犯カメラを設置し、安全に配慮している。

なお、本館、図書館・学生会館(みかも館)、体育館には、緊急装備品 AED を設置している。

コンピュータのセキュリティ対策としては、教職員、学生の各自固有の ID とパスワードにより使用することとし、電子メールはパソコンのみならず各自保有のスマートフォンやタブレット端末からも利用できるようになっている。メールサーバーはファイヤーウォー

ル及びアンチウィルスソフトによってセキュリティの保護が図られている。

地球環境保全・省エネ対策としては、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき、空調設備に係る熱源、照明設備の LED 化等を国庫補助導入により省エネ型に変更しており、教職員のクールビズやウォームビズを励行し、環境保全、省エネに努めている。

[テーマ 基準 III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準 III-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

1. 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
2. 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
3. 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
4. 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
5. 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
6. 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
7. 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
8. コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準III-C-1の現状>

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、ソフトウェア、ハードウェア及び施設の向上・充実を図っている。

入学時のオリエンテーションや、1年次のコンピュータリテラシーで学内でのコンピュータ利用方法（ログイン、オフィスアプリケーション、メール、プリンタの利用等）を周知し、情報技術の習得を行っている。教職員への情報技術の研修はシステム更新の際にニーズに基づいて行うこととしているが、随時、情報系の教員が教職員の要望に応じて対応している。

学生用及び職員用コンピュータは、5年をめどにハードウェア、OS及びオフィスアプリケーションの更新を実施している。各フィールドで使用する専門的なソフトウェアはフィールド毎の要望により随時導入及び更新を行っている。ネットワークインフラ（サーバー、スイッチ、ファイヤーウォール等）はそれぞれの保守期間に応じて更新している。

教育や研究に必要な物品・機器については、定期的に保守点検を行い維持・充実に努めている。技術的資源の分配は適宜見直しており、適切に活用している。

学生用のコンピュータはコンピュータ教室に40台×3教室、図書館に7台を設置している。今年度、CR2とCR3のコンピュータを入れ替えた。CR1は令和3（2021）年に入れ替え済みである。コンピュータ教室は授業で使っていない時には開放している。

教職員は1人1台のコンピュータを専有し、教育研究や学校運営に活用している。教員用コンピュータは各自の研究費で購入している。新規に設置する際には情報系の教員が学内ネットワークへの参加及びセキュリティソフトインストール等の対応をしている。

ほぼ全教室に50型モニタが設置され、教員がノートパソコンを接続して授業に利用できる。大教室とコンピュータ教室にはプロジェクタを設置している。コンピュータ教室には両面カラー印刷が可能なページプリンタを設置している。必要に応じて、書画提示装置やノートパソコン、近接型プロジェクタ等を学務課で貸し出している。

学内のコンピュータはすべて学内LANに接続されている。Wi-fiは、セキュリティの関係で教職員のみ利用としていたが、昨年、学生の利便性を高めるため学生用Wi-fiを導入した。

教員は、情報系教員のサポートを受けながら、情報技術の向上と授業での情報技術の活用に努めている。

LMSを令和3(2021)年より導入した。出席管理、レポート提出、アンケート機能、掲示板機能、ドリル、小テスト、学生との連絡等多様な学習ツールが備えられている。LMSを活用した資料配布、課題提出、録画配信を積極的に行うことで、印刷コスト削減や利便性向上に寄与した。今後、更なる資料のデジタル配布を推進していく。

<その他 特記事項>

活字媒体では、学報「かたくり」を年間計画に従い発行し、学内行事や教育活動の状況を学内外へ定期的に発信している。デジタル媒体においては、InstagramやYouTubeを運用し、動画コンテンツを通じて本学の魅力、教育内容を伝達している。特に、毎月のインサイト分析に基づいた運用改善を行うことで、発信の最適化を図っている点が特徴である。

また、対面形式の広報・連携活動も重視しており、高等学校への訪問時には卒業生の進路状況や入試結果を適切にフィードバックすることで、教育現場との信頼関係の深化に努めている。更に、オープンキャンパス等では、就職実績や充実した指導体制を強調して説明し、受験生が本学での学びを通じた将来のキャリアを明確に描けるよう、包括的な支援体制を整えている。以上のように多角的な手法による教育情報の公表と広報活動を展開している。

学生や教職員へのアンケートに基づき、本学の教育特色「専門分野+α」を反映したキャッチコピーを策定し、周知を図った。

年内受験の早期化や受験生の傾向(書類・面接重視)に合わせ、学校推薦型選抜における小論文試験の廃止と、調査書・面接(口頭試問を含む)への変更を決定した。

多様な学生を確保するため、留学生選抜において、出願次第で大分県宇佐市や福島県郡山市の現地会場で試験実施案を承認した。遠隔地における受験機会を保障することで、広域からの受け入れ体制を一層強化した。